【 宮崎雅夫メールマガジン: VOL. 12(令和2年10月2日) 】 ※活動状況は省略しています。

VOL. 12は以下の内容でお届けします。

- ◎ 秋祭り 参議院議員 宮崎雅夫
- ◎ 令和3年度農林水産関係予算概算要求が提出される
- ◎ 第202回国会(臨時会)が召集され菅内閣が発足
- ◎ ため池工事特措法が10月1日に施行。関係政令、省令、告示が公布
- ◎ 各種政策情報
 - ・指定棚田地域の指定について
 - ・水産基盤整備事業の ICT 活用事例について
 - ・新型コロナウイルス関連情報
- ◎ 活動状況(主な会議、現地調査等)9月

実りの秋を迎え豊作を感謝する秋祭りが開催される時期となりました。丹精込めて作業を行い収穫できることは何物にも代えがたい喜びです。しかしながら本年は例年と異なり新型コロナウイルス感染症を考慮し、各地で秋祭りが規模縮小・中止となるなど残念な気がしてなりません。

9月15日現在の水稲の作況指数によると、一部地域では7月の低温、日照不足、台風災害等の影響により平年を下回っている地域もありますが、全国では101と平年並みとなっています。異常気象が続いている近年、まだまだ台風等の上陸も懸念されますが、収穫前に台風等が来ないことを祈りつつ豊穣の秋に皆様とともに感謝したいと思います。

9月末に令和3年度予算概算要求が提出されました。

農林水産関係予算は対前年比120%、農業農村整備・林野公共・水産基盤整備はそれぞれ122%と大幅な増額要求となっています。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い食料を海外に依存している我が国にとって重要な食料安全保障の確立や、7月豪雨等により甚大な被害を受けたことなど国土の保全に向けた対策等は喫緊の課題となっており、これらを踏まえ、食料自給率の向上等に向け、コロナ禍でも揺るがない生産基盤の構築、コロナを契機とした需要変化への対応や地方での事業や雇用の創出、地方への移住を促す環境の整備等、ポストコロナ対策をはじめ強い農林水産業づくりに向けた重要な要求内容となっています。

また予算要求と合わせ、税制改正要望、組織・定員要求も行われています。

要求内容の詳細は以下から参照願います(農水省 HP リンク)

予算関係 農林水産省: https://www.maff.go.jp/j/budget/r3yokyu.html

農村振興局: https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/index.html

林野庁: https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R3gaisan.html

水産庁: https://www.jfa.maff.go.jp/attach/pdf/index-128.pdf

税制改正要望: https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/200930.html

組織·定員要求: https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/hisyo/attach/pdf/200930-1.pdf

9月16日に第202回国会が召集され、菅義偉自民党総裁が第99代内閣総理大臣に選出され、同日、「国民のために働く内閣」が組閣されました。私も菅内閣を支え農林水産業の振興に向け努力して参ります。

今国会は、3日間の会期でしたが、新型コロナウイルス感染症対策を始め様々な課題が山積しています。次期臨時国会もやがて開会されることになりますが、皆様方とも意見交換を行いながら、各種課題にしっかりと対応して行きたいと思います。

© ため池丁事特措法が 10 月 1 日に施行。関係政令、省令、告示が公布

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(ため池工事特措法)」の関連政省令が公布され10月1日から施行されました。また、農水大臣が定める防災工事等基本指針が告示されました。

今後、本指針に基づき各県の推進計画等が策定され、次年度から本格的に対策が講じられていく予定です。関連する予算の確保に向け努力して参りますが、制度運営等にあたってのご意見ご要望がありましたらお気軽に国会事務所まで連絡ください。

【公布された政省令等】

- ・ため池工事特措法の施行期日を令和 2 年 10 月 1 日とする政令(9 月 16 日公布) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令(政令第 2 7 6 号)
- ・防災重点農業用ため池の指定の要件を定める政令(9月16日公布) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(政令第277号)
- ・ため池工事特措法施行令第4条の規定に基づく要件を定める省令(9月16日公布) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則(農林水産省令第61号)
- ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための防災工事等基本指針(9 月30 日告示)

上記の関係政省令(参考:3段表)及び基本指針の詳細は以下から参照願います。

https://miyazaki-noson.jp/information/

◎ 各種政策情報

○指定棚田地域の指定について

指定棚田地域の第 8 回目の指定がありました。第 1 回から第 8 回までの指定棚田地域の累計は、31 道府県549 地域となっています。

https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nihon/200924.html

○水産基盤整備事業の ICT 活用事例

水産庁で、ICT を活用し水産基盤整備事業等の効率化・高度化を推進していくため、全国の活用事例を取りまとめ公表しています。参考にしてください。

https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/seibi/200904.html

○新型コロナウイルス関連情報

依然として新型コロナウイルス感染症が蔓延しています。引き続き予防対策を講じながらくれぐれもご注意下さい。新型コロナウイルス感染症に関する各種情報です。参考にして下さい。

農林水産省:https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

林野庁: https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/corona2.html

水産庁: https://www.jfa.maff.go.jp/j/coronavirus.html

官邸: http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

内閣官房: https://corona.go.jp/

厚労省: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html